

消防広第192号
令和2年7月17日

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁広域応援室長
(公 印 省 略)

緊急消防援助隊の応援に要する経費における損害賠償経費
の負担の考え方について

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について」（令和2年7月17日付け消防広第190号）により、緊急消防援助隊の経費負担に関する規定の見直しを行ったところですが、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第41条第2項等で消防庁が別に定めることとした、緊急消防援助隊の応援に要する経費における損害賠償経費の負担の考え方を別添のとおり通知します。

貴職におかれましては、本通知の内容を御理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問い合わせ先】 消防庁広域応援室
鈴木補佐・入澤係長・古波・安藤・田中
TEL 03-5253-7527
FAX 03-5253-7537
E-mail a5.tanaka@soumu.go.jp

緊急消防援助隊の応援に要する経費における損害賠償経費の負担の考え方

1 目的

この考え方は、消防組織法（以下「法」という）第44条第1項、第2項及び第4項に基づく消防庁長官の出動の求め、または法第44条第5項に基づく消防庁長官の出動指示により出動した緊急消防援助隊の派遣中に第三者への損害賠償が発生した場合において、応援側と受援側の協議を円滑に行うため、あらかじめ損害賠償事案発生時における経費負担の原則的な考え方を定めておくものである。

なお、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第41条第2項等により、第三者への損害賠償経費は、原則として応援側及び受援側双方の協議により当該経費の負担を決定するものとしている。

2 経費負担の考え方

市町村の区域における消防に要する費用負担の原則は、法第6条及び法第8条に基づき、当該市町村が負担することとされており、また、法第47条第1項では応援側の隊員は受援側市町村長の指揮下で行動するよう定められている。

応援活動は、受援側が本来行わなければならない業務を応援側が受援側に代わり、行っているということであることから、応援側に過失があったとしても、受援市町村長の指揮下において応援活動により生じた損害賠償経費（損害賠償責任保険で保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額）は原則として受援市町村が負担する。

ただし、第三者への損害賠償が発生した原因が応援側の故意又は重過失によるものであった場合は、応援側が当該経費を負担する。

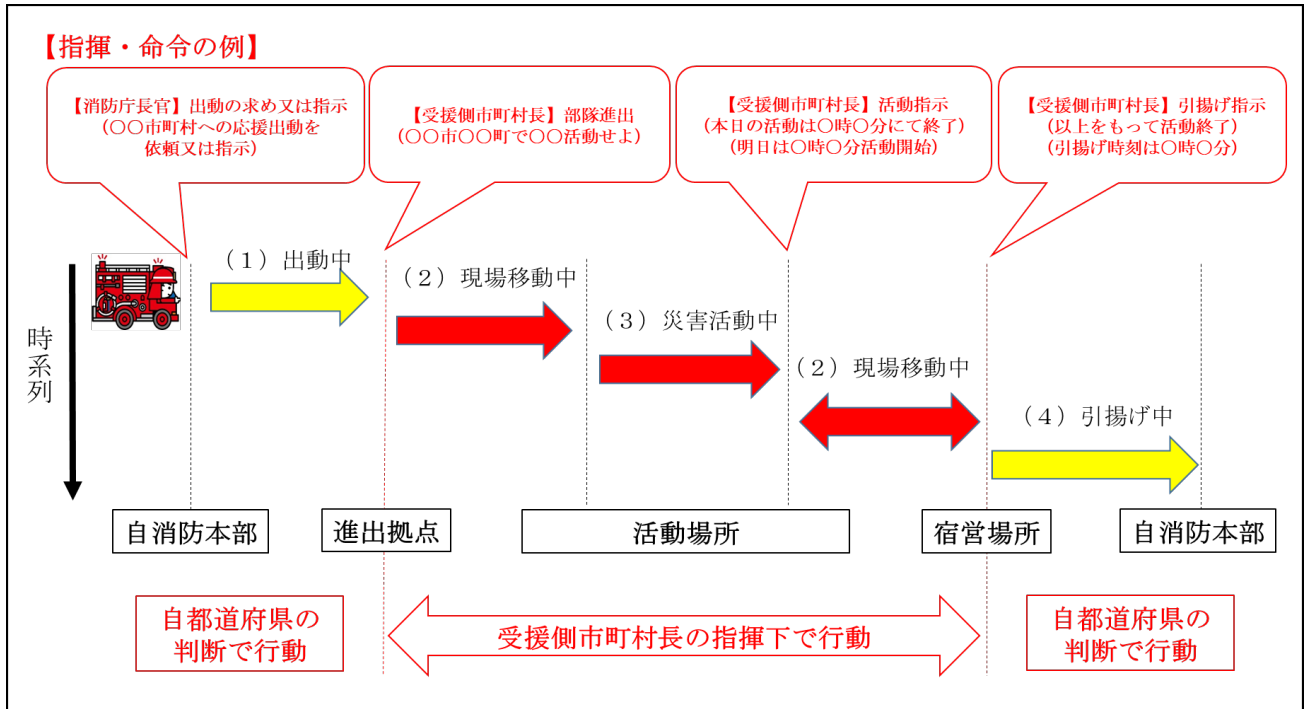
なお、法第44条第5項に基づく消防庁長官の出動指示の場合においても、消防庁長官の指示権には、応援活動を指示すること（〇〇県に応援に行くこと、受援市町村の指揮下に入り活動すること等）が含まれるが、個別具体の指揮監督権までは含んでおらず、指示を受けて出動した隊員は受援側市町村長の指揮下で活動するため、指示の内容に誤りがない限り国が賠償経費を負うことはなく、上記のとおり、原則としては、受援市町村の指揮下に入って活動している場合は受援市町村が負担し、それ以外は、応援側が負担することとなる。

※ 消防庁調査によると、応援側の隊員の活動中（被災市町村長の指揮下）に発生した事案について、消防業務賠償保険（一般財団法人全国消防協会：消防業務賠償責任保険）は、受援側の加入保険が使用でき、自動車保険（公益財団法人全国市有物件災害共済会：自動車損害共済事業又は一般財団法人全国自治協会：自動車損害共済事業）は、応援側の加入保険を使用することができる。また、消防艇についても、大きさや動力等によって船舶保険やヨット・モーターボート保険が適用となる場合があるが、原則的な考え方は、自動車保険及び航空保険と同様である。

3 緊急消防援助隊の活動の指揮範囲の整理

上記2のとおり、応援側は受援側市町村長の指揮下で行動している間に発生した経費については、原則受援側の負担となるため、緊急消防援助隊として出動した応援側がどの時点で受援側市町村長の指揮下に入るかが重要となる。指揮下の範囲を時系列順に示すと次のとおりとなる。

【緊急消防援助隊の活動に係る指揮範囲】



4 各時系列における経費負担の考え方

(1) 出動中：緊急消防援助隊出動～進出拠点到着

ア 経費負担団体

原則として、損害賠償責任保険で保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額を応援側が負担する。

イ 経費負担の考え方

被災地までの移動中は国及び受援側市町村長の指揮下になく、自県の判断に基づき行動しているため、出動中に発生した第三者への損害賠償責任は応援側にある。

(2) 現場移動中：進出拠点～活動場所・活動場所～宿営地・宿営地～活動場所

ア 経費負担団体

原則として、損害賠償責任保険で保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額を受援側が負担する。

イ 経費負担の考え方

当該現場移動中は、受援市町村内で受援側市町村長の指示に基づき移動しているため、経費負担の原則どおり当該経費は受援側が負担する。

(3) 災害活動中：緊急消防援助隊として活動中

ア 経費負担団体

原則として、損害賠償責任保険で保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額を受援側が負担する。

イ 経費負担の考え方

災害活動中においても、上記現場移動中と同様に経費負担の原則に基づき受援側が負担する。

(4) 引揚げ中：被災地市町村～自消防本部

ア 経費負担団体

原則として、損害賠償責任保険で保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額を応援側が負担する。

イ 経費負担の考え方

上記（１）と同様に、引揚げ中は受援側市町村長の指揮下から外れており、自県の判断に基づき行動していることから、応援側が当該経費を負担する。

5 例外的な対応

上記の経費負担の考え方については、応援団体における当該賠償経費の負担に係る協議を円滑に行うため、原則的な考え方を定めておくものである。経費負担の考え方が適さない例外的な事案が発生した場合は、応援側、受援側が協議して決定することとする。なお、当該協議は、必要に応じて、弁護士など専門家からの意見を参考とし、協議の内容によって消防庁も加わることができることとする。